

愛知県国民保護協議会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、愛知県国民保護協議会条例（平成17年条例第6号）第7条の規定に基づき、愛知県国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第2条 会長に事故があったときは、副知事である委員がその職務を代理する。

(委員の代理者)

第3条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第38条第4項第8号に定める委員以外の委員は、やむをえない事情により協議会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
2 前項の場合は、別記様式第1により会長に届け出なければならない。

(異動等の報告)

第4条 法第38条第4項第1号から第4号まで、第6号及び第7号の委員並びに幹事に異動等があるときは、別記様式第2によりすみやかに会長に報告しなければならない。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、協議会の議決により会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合は、この限りでない。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査審議を行う場合
- (2) 会議を公開とすることにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(会議録)

第6条 会長は、会議を開いたときは会議録を作成する。

2 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

3 会議録は、出席した委員のうち会長が指名する2名が署名する。

4 会議録の保存年限は、5年とする。

(部 会)

第7条 部会長は、部会において調査審議した結果を会長に報告しなければならない。

2 部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が定めるものとする。

(幹事会)

第8条 委員に対する連絡調整等を行うため、必要に応じて幹事会を開催する。

2 幹事は、やむを得ない事情により幹事会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

3 前項の場合は、別記様式第3により会長に届け出なければならない。

(庶務)

第9条 協議会に関する庶務は、愛知県防災局防災危機管理課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

様式第 1

平成 年 月 日

愛知県国民保護協議会
会 長 殿

機関（会社）名
職・氏 名

愛知県国民保護協議会運営要綱第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記の者を代理出席者として、届け出ます。

記

委員代理出席者

職 名 _____

氏 名 _____

様式第2

平成 年 月 日

愛知県国民保護協議会
会 長 殿

機関（会社）名
職・氏 名

愛知県国民保護協議会運営要綱第4条の規定に基づき、異動の状況を報告します。
記

1 種別

委員 ・ 幹事

2 職・氏名

（前任者）

（後任者）

3 異動事由

人事異動 ・ 退職 ・ その他（ ）

4 事由発生年月日

平成 年 月 日

※ 該当する部分を○で囲んでください。

様式第3

平成 年 月 日

愛知県国民保護協議会
会 長 殿

機関（会社）名
職・氏 名

愛知県国民保護協議会運営要綱第8条第3項の規定に基づき、下記の者を代理出席者として、届け出ます。

記

幹事代理出席者

職 名 _____

氏 名 _____